

京都市告示第177号

京都市宇津峽公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峽公園条例第4条ただし書の規定に基づき、休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成30年7月3日

京都市長 門川 大作

期間	現行休園日	変更休園日
平成30年7月4日から 同年10月31日まで	水曜日 (水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その翌日)	なし

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)